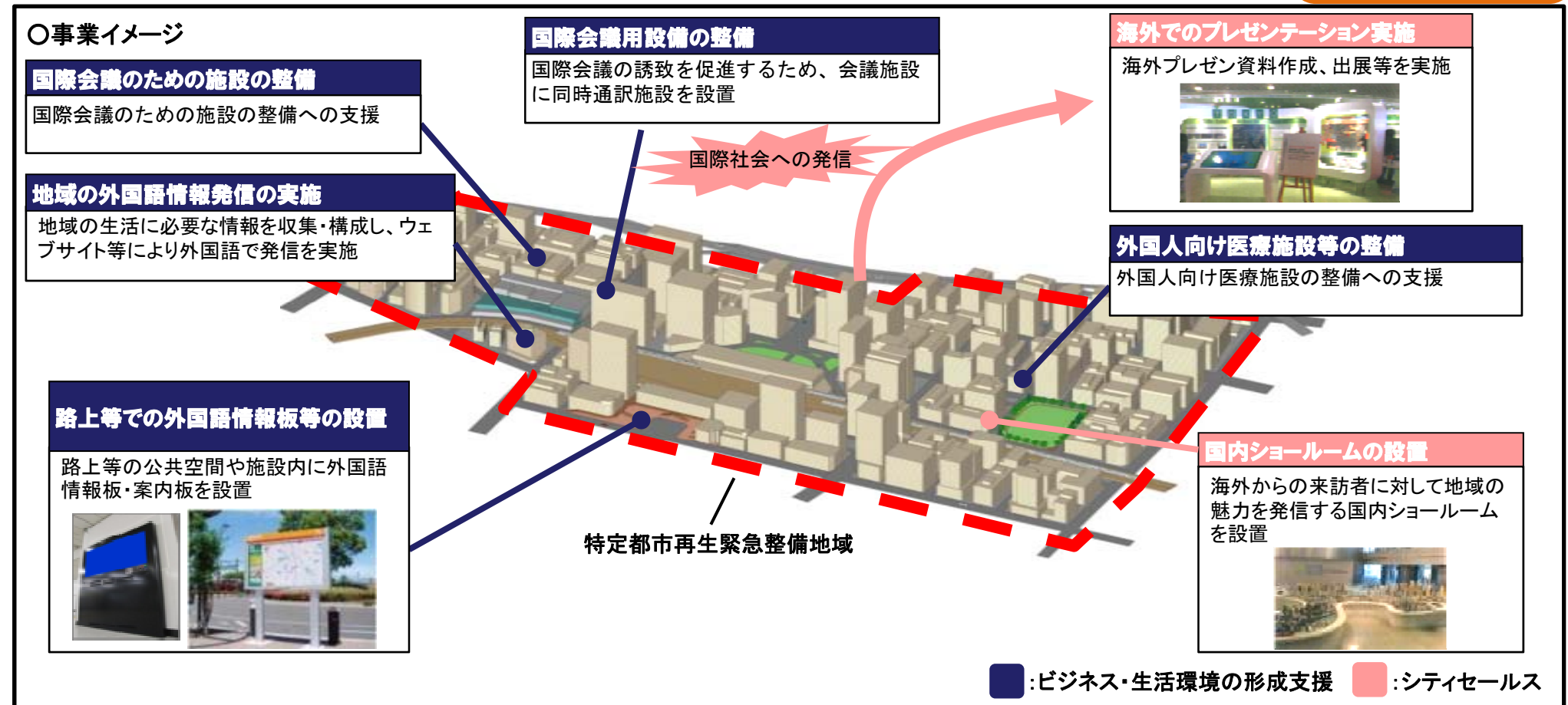


国際的なビジネス・生活環境の形成支援及び官民共同のシティセールス活動の推進

- 国際的なビジネス・生活環境の形成を図るための支援を強化するとともに、官民で組織された協議会が作成する整備計画に位置付けられた国際会議用設備の整備等のソフト・ハード両面の取組及びシティセールスに係る取組を支援する。＜概算要求額：8.0億円【新規】＞
- 都市の国際競争力を強化するため、我が国の経済の中心を担う拠点地区において、エネルギーの面的利用により、平常時の環境性能と災害時のエネルギーの自立性等防災機能をあわせて向上する業務継続街区(BCD:Business Continuity District)の整備推進を支援する。＜概算要求額：5.5億円【拡充】＞

概算要求	税制要望
下記参照	新規 外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例(特別償却等)

- 骨太方針 第2章4. (1)
- 日本再興戦略第Ⅱ. 一. 5. ①、④



港を核とした国際コンテナ物流網の強化（国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速）

概算要求	税制要望
536億円	—

コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化
 する中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を
 図るため、「集貨」、「創貨」、「港の競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、
 ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、
 我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図る。

- 骨太方針 第3章3.(2).①
- 日本再興戦略 第Ⅱ.一.5.③

国際コンテナ戦略港湾への「集貨」



- 港湾運営会社に対する補助制度の創設
- 国際コンテナ戦略港湾における積替機能の強化

国際コンテナ戦略港湾等背後への産業集積による「創貨」



- 国際コンテナ戦略港湾等背後に港湾物流の高度化を促進する地域を指定し、特例措置創設
- 国際コンテナ戦略港湾等背後に立地する老朽化した物流施設の再編・高度化支援

国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」



- コンテナ船の大型化、取扱貨物量の増大等への対応
- 国際コンテナ戦略港湾のコスト削減
- 国際コンテナ戦略港湾の利便性の向上
- 港湾運営会社に対する国の出資など出資構成の見直し

概算要求	税制要望
43億円	—

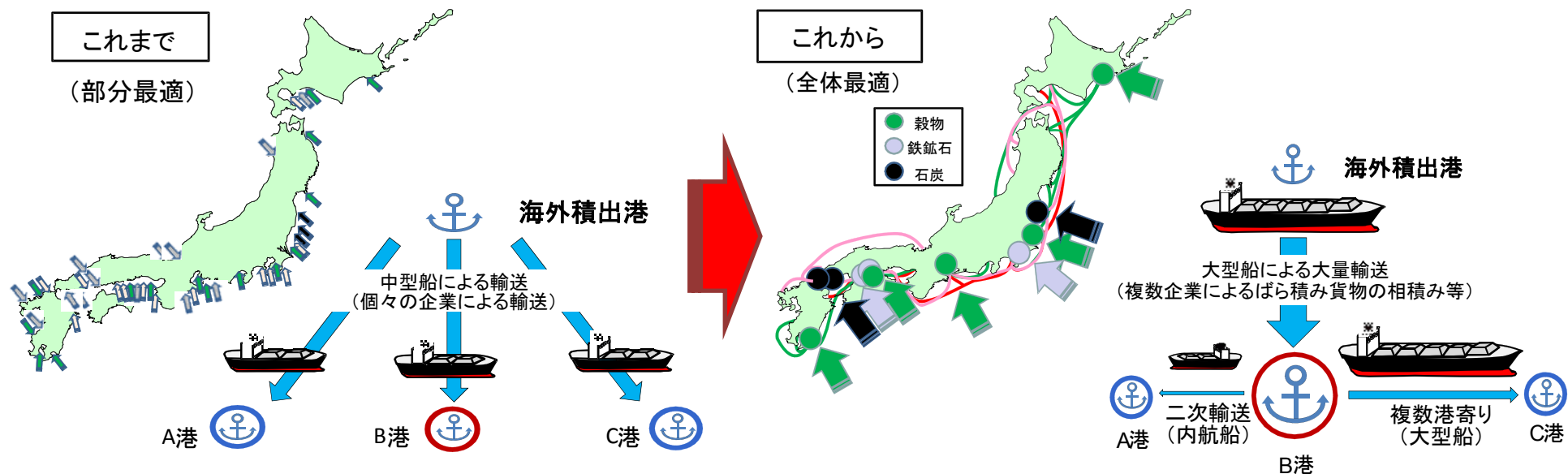
資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に資する大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等により、国全体として安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を図る。

- 骨太方針
第2章1.(1).⑥、5.(5)
- 日本再興戦略
第Ⅱ-5.③、⑦

【具体的な施策内容】

- 資源・エネルギー等の安定的かつ効率的な海上輸送網の拠点となる大型船に対応した国際物流ターミナルの整備
- 企業間連携の促進を図る埠頭運営者が行う施設整備に対する支援(当該事業者が行う荷さばき施設等の整備に対する補助、当該事業者が国の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る税制特例措置)
- 企業間連携による大型船を活用した共同輸送の促進に資する取り組みへの支援

企業間連携による大型船を活用した効率的な海上輸送網の形成(イメージ)



首都圏空港等の機能強化や首都圏空港を含めたオープンスカイの戦略的な推進

概算要求	税制要望
空港整備事業 992.1億円の内数	下記参照

- 首都圏空港機能を強化するため、今年度末の羽田空港の国際線3万回増枠、来年度中の成田空港の30万回化を着実に実施し、両空港の容量を75万回に拡大する。また、首都圏空港における更なる機能強化に向けて具体的な方策の検討を進める。
- 関空・伊丹両空港の事業価値の向上を図り、可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)両空港のコンセッション(完全民営運営化)の実現を目指す。
- 中部空港の国際競争力強化のため、航空機関連部品輸送等の新たなニーズへの対応等に取り組み、低コストで利便性の高い空港サービスの提供を実現する。

- 骨太方針 第2章6(3)、第3章3.(2)①、③
- 日本再興戦略 第Ⅱ-一.5.②、③、二.4.②
- 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2.(4)

	羽田空港(うち国際線)	成田空港	首都圏空港全体
H22.10月まで (羽田D滑走路供用前)	30.3万回	22万回	52.3万回
H25.3.30まで	39万回(6万回)	25万回	64万回
現在 (H25.3.31以降)	41万回(6万回)	27万回	68万回
最終形 (羽田:H25年度末 成田:H26年度中)	44.7万回(9万回)	30万回	74.7万回

以降、首都圏空港を含めたオープンスカイを実施

- *1. いずれも年間当たりの回数。
- *2. 回数のカウントは、1離陸で1回、1着陸で1回のため、1離着陸で2回。
- *3. 羽田空港の発着枠数の中には、深夜早朝の国際チャーター便等の運航に使われる枠数も含まれる。

首都圏空港の機能強化に係る主要整備事業

羽田空港

- C滑走路延伸(360m)
- D滑走路(2,500m)
- エプロン整備
- 滑走路等耐震対策
- C滑走路(3,000m)
- A滑走路(3,000m)
- B滑走路(2,500m)
- 際内トンネル整備
- 空港アクセス道路改良
- エプロン整備

【長距離国際線の輸送能力増強】
 ○深夜早朝時間帯に就航する長距離国際線機材の大型化を実現
 ・C滑走路延伸事業

【拠点空港機能の強化】
 ○夜間駐機場の拡充により拠点空港機能を強化
 ・エプロンの整備

【空港機能の拡充】
 ○国際・国内の乗継ぎ経路の拡充等により利便性を向上
 ・際内トンネルの整備
 ・空港アクセス道路改良

【防災・減災対策の推進】
 ○地震発生率が高いとされる首都直下地震等に対し、震災後も極力早期の段階で通常時の50%に相当する輸送能力を確保
 ・C滑走路等の耐震対策

成田空港

- B滑走路 2,500m
- A滑走路 4,000m
- 駐機場の増設【30万回化対応】
- LCC専用ターミナルの整備【30万回化対応】
- ターミナルビルの増設・機能強化
- WAM※の導入【30万回化対応】
- ※管制機能向上に必要な監視装置

税制:
成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置(固定資産税・都市計画税)【延長】

オープンスカイの戦略的な推進

引き続き、日本との往来が見込まれる国・地域に対して、首都圏空港を含めたオープンスカイを戦略的に推進する。

オープンスカイ合意国 (平成25年8月時点)

24ヶ国・地域と合意、日本発着総旅客数における割合92%

ASEAN加盟国

関西国際空港

可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現

空港運営権の売却

新関空会社
空港の設置・管理

コンセッション事業者
空港の運営

コンセッション・フィー

関空債務の返済

民間の経営能力活用

【LCCによる成長ネットワークの獲得】
 ピーチ・アビエーション *peach* ジェットスター・ジャパン *Jetstar*
 国内線:7路線、21便/日 国内線:4路線、7便/日
 国際線:3路線、42便/週 ※平成25年8月末現在

【フェデックス社による関空の北太平洋地区ハブ化】
 ○平成24年5月、フェデックスは、関空に北太平洋地区の地域ハブを設置することで関空会社と合意。
 ○延床面積25,000㎡の専用施設を整備中。(平成26年夏スケジュールから運用予定)

中部国際空港

Sea&Airによる航空機関連部品(ボーイング787部材)輸送の取組み

海上輸送
 三菱重工、川崎重工、富士重工
 各工場から船で部材を海上輸送

空港内における輸送・保管・積込

中部国際空港 *centair*

駐機場
ドリームリフター・オペレーションズ・センター

大型車専用道路 港湾地区

ドリームリフター・オペレーションズ・センター

特殊ローターで専用輸送機(ドリームリフター)に搭載。

税制: 関西国際空港及び大阪国際空港の公共施設等運営権の設定に係る諸税の特例措置(所得税、法人税、登録免許税等)【新設・拡充】
 新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置(事業税)【延長】

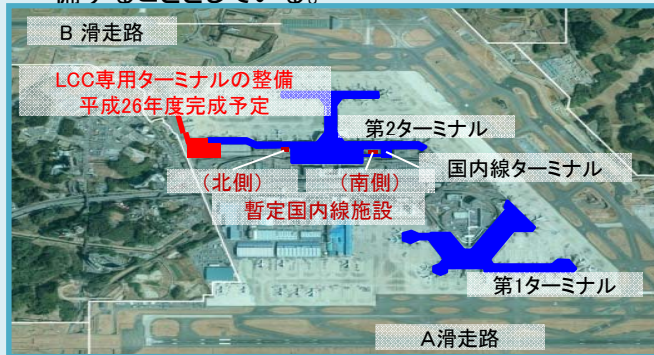
LCCの参入促進やビジネスジェットの利用環境の整備

LCCは今後も旺盛な就航が見込まれることから、LCCのビジネスモデルであるローコスト運用に対応できるターミナル施設を成田、関西、中部国際空港において整備又は検討を進めている。また、ビジネスジェットの利用環境の改善も引き続き実施していく。

- 骨太方針第3章3(2)①
- 日本再興戦略第Ⅱ、Ⅱ、4、②
- 観光立国実現に向けたアクション・プログラム2.(4)

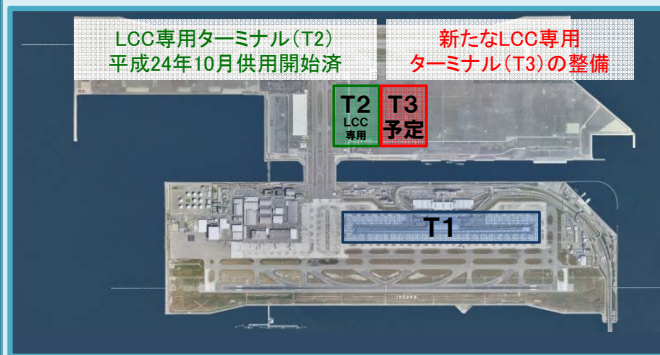
成田国際空港におけるLCC専用ターミナルの整備

- 平成24年夏より就航したエアアジア・ジャパン、ジェットスター・ジャパンの受入体制として当面、国内線は第2ターミナルに暫定的な受入施設を増築し、国際線は第2ターミナルの既存施設を活用している。
- 今後もLCCの旺盛な就航が見込まれることを踏まえ、平成26年度中にLCC専用ターミナルを整備することとしている。



関西国際空港における新たなLCC専用ターミナル整備

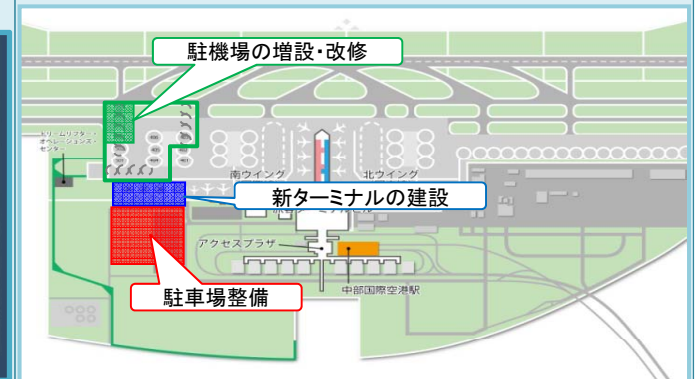
- 平成24年3月に就航した本邦初のLCCであるピーチ・アビエーションの拠点化に資するため、同年10月にLCC専用ターミナル(T2)の供用を開始した。
- 今後、LCCの就航拡大に伴い、新たなLCC専用ターミナル(T3)を整備することとしている。



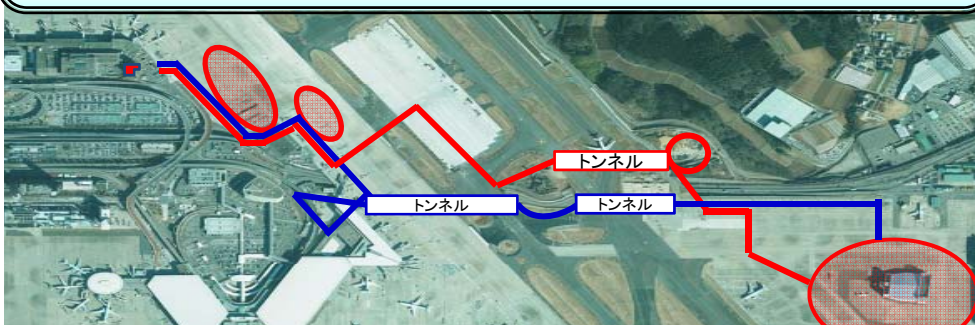
中部国際空港におけるLCCの拠点化にも対応できる新ターミナル等の整備

- 今後増加が見込まれるLCCのニーズ等に応えるため、中部国際空港を拠点とする航空会社の国内・国際一体運用に対応可能な新たなターミナル等を建設することとしている。

(※)エアアジア・ジャパン(株)の動向等も踏まえ、今後要調整。



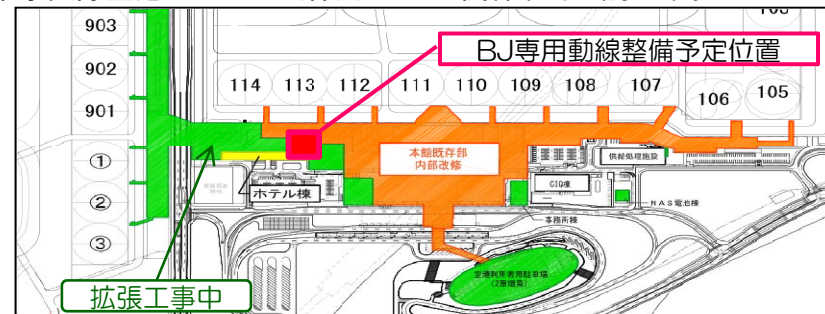
【成田空港】BJ専用ターミナルとBJ用駐機スポット間のアクセス改善策



○BJ専用ターミナル～BJ用駐機スポットまでの新ルート(赤)整備によって、アクセスルートが2本となり効率的な運用が可能(移動時間短縮)(平成26年度中)

【羽田空港】ビジネスジェット専用動線の確保

○平成26年9月末に向けた国際線旅客ターミナルビルの拡張にあわせ、同ターミナルビル内への**ビジネスジェット旅客用の専用動線**の整備に向け、東京国際空港ターミナル(株)及びCIQ関係省庁と調整中。



都心直結線の整備に向けた検討の推進

概算要求	税制要望
拡充 3.0億円	—

都心と首都圏空港とのアクセスを改善し、東京都心の立地競争力を強化することにより、グローバル企業の誘致を促進し、我が国経済の活性化を図るため、都心と首都圏空港とを直結し、短時間かつ乗換なしでの移動を可能とする「都心直結線」について、整備に向けた検討を進める。
(大深度地下を利用し、鉄道事業として初となるPFI手法の活用を想定)

- 日本再興戦略：
第Ⅱ-5.③、ニ.テーマ4.②
- 観光立国実現に向けたアクション・プログラム:3.

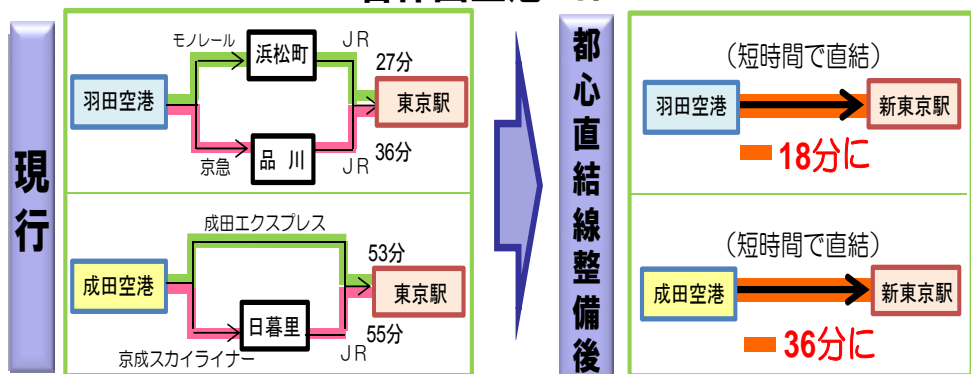
日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

- 首都圏空港の強化と都心アクセスの改善
…都心と両空港（羽田、成田）とのアクセス改善に向けて、既設の鉄道の活用や都心部における大深度地下の利用などによる**都心直結線の整備に向けた検討を進める。**

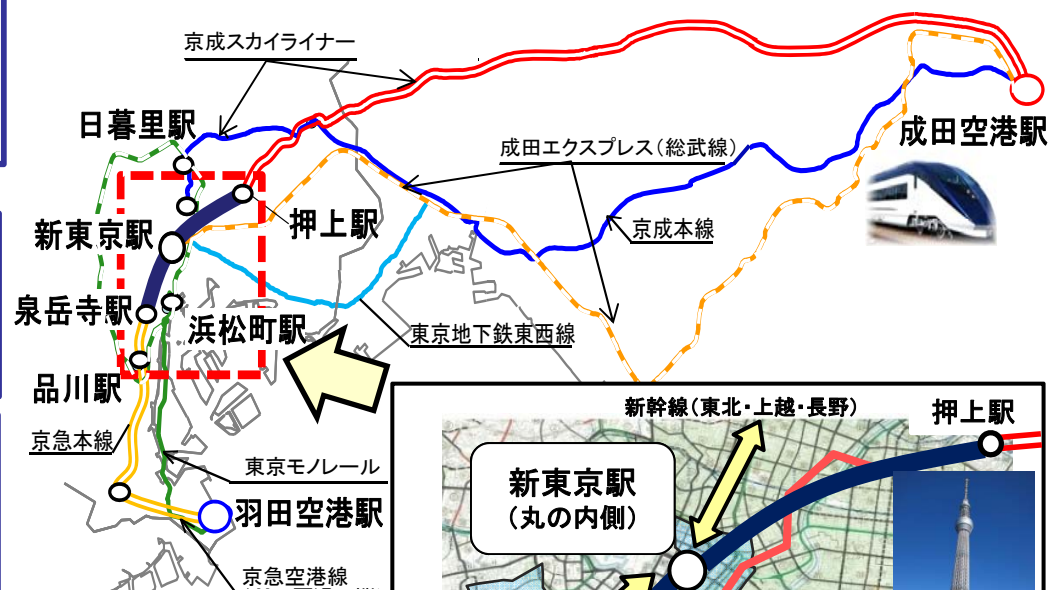
今後の経済運営に関する基本的考え方(H25.1 経団連)

- Ⅱ.財政政策・税制政策の具体例
- 3.東京都心の鉄道アクセス機能強化や都市競争力を強化するため、**都心と郊外や都心と国際空港（羽田・成田）とを直結する新たな路線の整備など、景気浮揚効果の高いナショナル・プロジェクトを策定・実行する。**

アクセス改善 ＜首都圏空港と都心＞



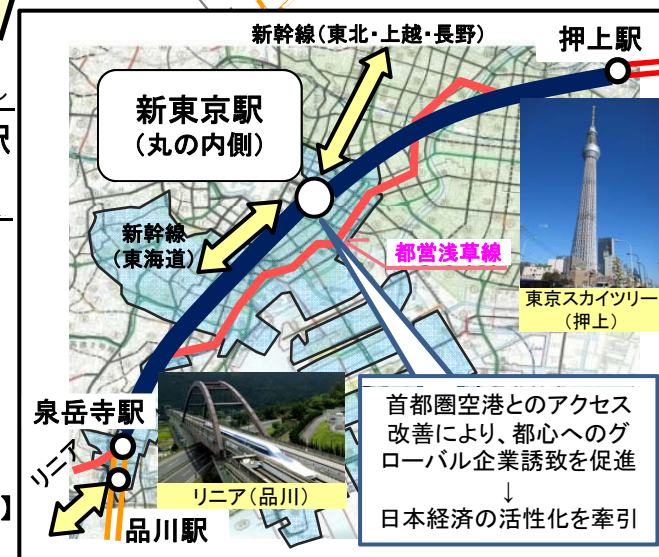
整備の概要



【都心直結線の整備概要】
押上駅付近～新東京駅
～泉岳寺駅付近(約11km)

【需要の見通し】
約8,000万人/年
(うち、空港アクセス旅客
約1,000万人/年)

【整備による便益・効果の見通し】
1兆円程度



首都圏空港とのアクセス改善により、都心へのグローバル企業誘致を促進
↓
日本経済の活性化を牽引

整備新幹線・リニア中央新幹線整備

概算要求	税制要望
下記参照	下記参照

- 我が国の基幹的な高速輸送体系を形成する整備新幹線について、着実に整備を進めている。
- リニア中央新幹線については、平成23年5月に建設・営業主体としてJR東海を指名。整備費用については、JR東海の全額自己負担を前提とする。

<整備新幹線の整備状況> 概算要求額:822.5億円

平成24年6月29日認可区間	想定完成・開業時期	総事業費
北海道新幹線 (新函館(仮称)・札幌間)	平成47年度(2035年度)	16,700億円
北陸新幹線 (白山総合車両基地(仮称)・敦賀間)	平成37年度(2025年度)	11,600億円
九州新幹線 (武雄温泉・長崎間)	平成34年度(2022年度)	5,000億円

北海道新幹線

- 新函館(仮称)・札幌間
新青森・新函館間の開業から概ね20年後
- 新青森・新函館(仮称)間
平成27年度末完成予定



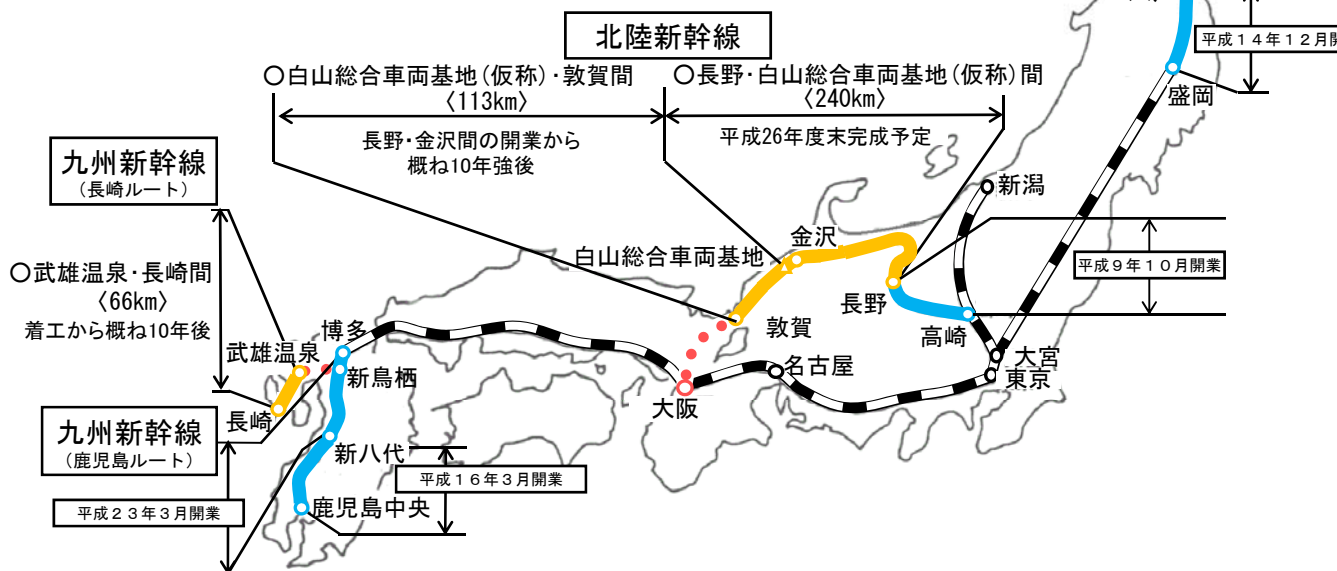
凡例

—	既設新幹線開業区間
—	整備新幹線開業区間
—	建設中区間
●●●●	未着工区間

<中央新幹線の概要>

税制:新幹線用不動産取得に係る非課税措置の創設
(登録免許税・不動産取得税)【新規】

	東京・大阪間	東京・名古屋間
建設費(億円)	90,300	54,300
JR東海の想定開業年次	2045年(平成57年)	2027年(平成39年)



基幹ネットワークの強化と有効利用

概算要求	税制要望
道路事業費の内数 社会資本整備総合交付金等の内数	—

国際競争力の確保や地域の耐災性の確保等に資する基幹ネットワークの強化と有効利用に向けて、以下の施策を推進する。

- ・首都直下地震等における避難、救援のルート確保や円滑な物流の実現のため、大都市圏環状道路等を整備
- ・地震、津波発生時に現道が寸断する恐れがある区間について、代替性の確保のための道路ネットワークを整備
- ・空港、港湾等へのアクセス道路などを含むネットワークに大型車を誘導するとともに、通行支障区間を計画的に解消
- ・既存の高速道路ネットワークを有効に活用するため、スマートICの整備及びその周辺道路整備の重点支援を実施

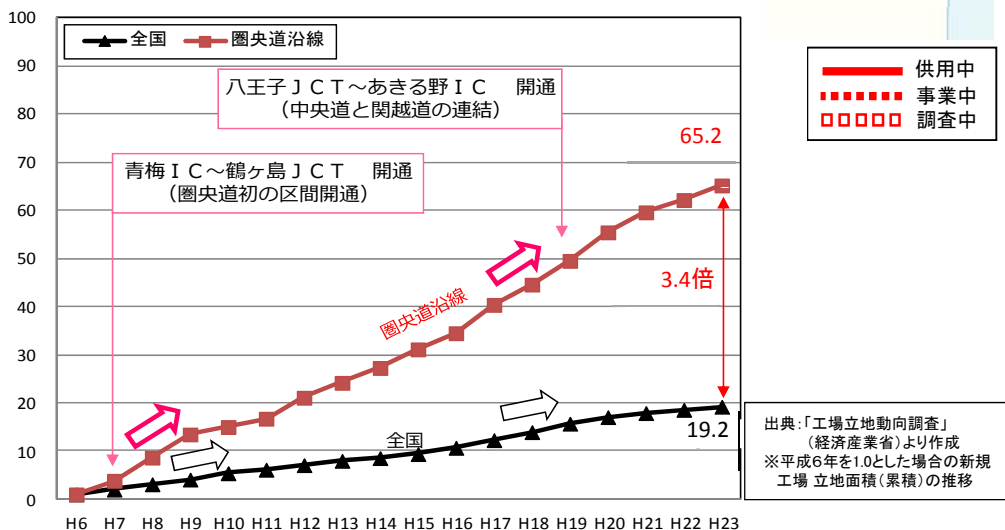
○日本再興戦略
第Ⅱ、一、5.③

大都市圏環状道路等の整備

○圏央道沿線では、開通後、新規工場の立地面積の伸びは、全国平均の約3倍となる等、都市圏外縁部に新たな価値を創出。



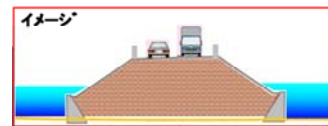
【圏央道の開通と新規工場立地面積（累積）の推移】



代替性確保のための道路ネットワークの整備

整備中の阿南安芸自動車道は、盛土や高架構造となっており、津波による被災を回避し代替性が確保される。

- <並行する国道55号の状況>
- ・津波浸水想定区域:延長20.4km(約6割)、最大浸水深約9m
 - ・豪雨等災害による過去10年間の総通行規制時間:39時間



スマートIC整備によるネットワークの有効利用

【道央道 輪厚スマートICの事例】

- 輪厚スマートIC開通後、周辺の商業者数が約1割増加
- 北広島市においては、輪厚スマートIC開通後、あらたに北広島輪厚工業団地を計画・造成し、平成24年9月より販売を開始

輪厚スマートIC
H21.6 開通
H24交通量 約1,700台/日



オートパイロットシステム等のITSの推進や運転支援システムの高度化

概算要求	税制要望
下記参照	—

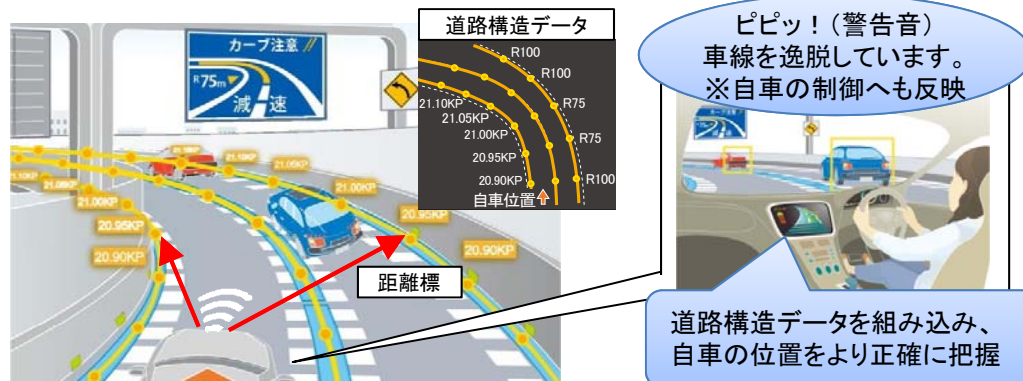
- 高速道路上の自動運転を実現するオートパイロットシステムの実現に向けた検討や、ITSスポット等から車両の走行データを収集する仕組みを構築し、車両の運行支援や環状道路の有効活用へ向けた検討、スマートフォン等から得られる位置情報を活用した交通調査の検討を実施する。
- 車両単体での運転支援システムや、車と歩行者、車と車の間の通信を利用した運転支援システム等の先進技術を用いてドライバーの安全運転を支援する先進安全自動車(ASV)の開発・普及を促進することにより、交通事故死傷者数を低減し、世界一安全な道路交通を実現する。

- 日本再興戦略 第Ⅱ. 二. テーマ3.②
- 世界最先端IT国家創造宣言 Ⅲ.2.(4)
- 科学技術イノベーション総合戦略 第2章.Ⅲ. 3(3) 等

オートパイロットシステムの実現に向けた検討

概算要求額：道路事業費の内数

- 高速道路上におけるドライバーの運転支援のため、詳細な道路構造データ*の車両への提供や、距離標等による車両の位置特定技術を検討



* 道路構造データ：道路中心線、車道(道路端を含む)、区画線、距離標などのデータ

車両単体の運転支援システムの普及促進・更なる高度化

概算要求額：1.2億円
(自動車安全特別会計)

○ドライバー異常時対応システム

ドライバーの異常状態を検知して安全に自動車を自動停止するシステム



※ これまでに実用化された運転支援システム

- ・衝突被害軽減ブレーキ
- ・車線維持支援制御装置
- ・ACC(定速走行・車間距離制御装置)

通信利用型運転支援システムの規格の策定、開発促進、実用化

○路車間通信利用運転支援システム

○車車間通信利用運転支援システム

出会い頭時等注意喚起システム

○歩車間通信利用運転支援システム

飛び出し時注意喚起システム



- ・ITS世界会議東京2013におけるデモの実施
- ・車車間通信システム/歩車間通信システムを利用した大規模公道実証実験の実施と評価

ITSスポット等を活用した走行経路の確認

概算要求額：道路事業費の内数

- ITSスポット等から車両の通行データを収集する仕組みを構築し、車両の運行支援や環状道路の有効活用に向けた検討等を実施



モニタ車両(大型車) + GPS付DSRC車載器
物流車両等に新型車載器を設置

国管理空港等の経営改革

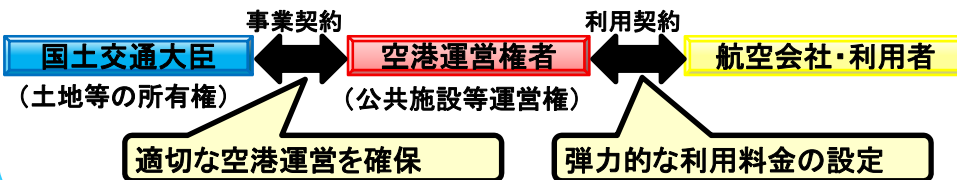
概算要求	税制要望
5.5億円	—

地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、PFI法の公共施設等運営権制度を活用した空港運営の民間委託等により国管理空港の経営改革を推進し、地域活性化の核となる真に魅力ある空港の実現を目指す。

- 骨太方針第3章3.(2)
- 日本再興戦略第Ⅱ.一、5

法律の概要

【基本スキーム】: 国管理空港におけるPFI法の公共施設等運営権制度の活用



【PFI法の特例措置】: 対象空港等は地域の実情を踏まえ、その意見を聴いた上で選定

- 国土交通大臣は、地域の実情を踏まえ、関係者相互の連携の下に、地域活力の向上が図られるべきことを基本理念として空港運営に係る基本方針を策定。
- 国土交通大臣は、対象空港・事業者等の選定の際には、関係地方公共団体、関係事業者等により空港ごとに構成されている協議会の意見を聴取。

【航空法、空港法等の特例措置】: 空港運営権者を適切に監督

- 空港運営権者による空港運営の安全性、利用者利便の確保のため、空港保安管理規程の策定、届出及び着陸料等の届出を義務付けるとともに、国の変更命令の対象とする等、国の監督措置を規定。

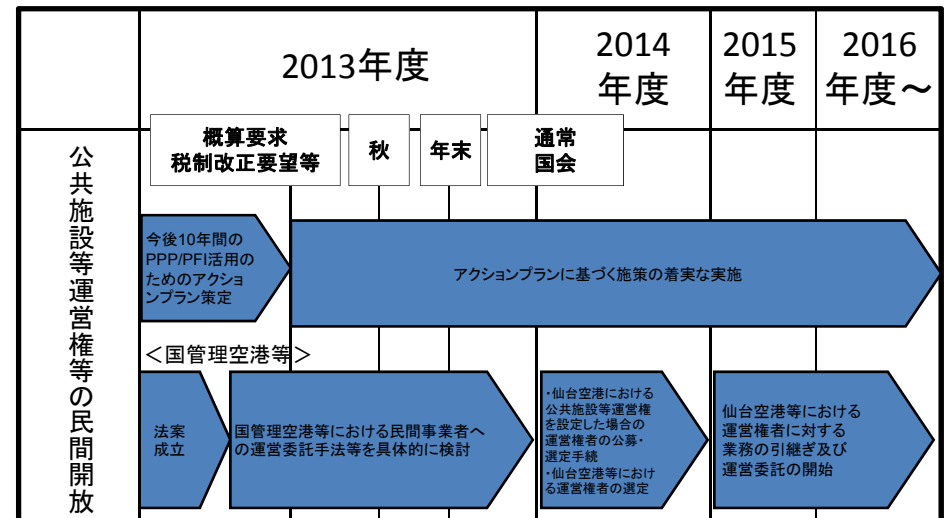
- 地方管理空港等についても、設置管理者である地方公共団体の判断により、同様に運営等の民間委託を可能とするため、PFI法、航空法、空港法の特例措置等の関係規定を整備。

期待される効果

- 民間のノウハウによる非航空系収入の増大と徹底的な効率化・コスト縮減
- 収益力の改善を原資とした着陸料等の引き下げや需要に応じた戦略的な空港使用料等の設定
- 航空会社・旅客ニーズに的確に対応した動線設定等、施設の利便性向上
- 地域と連携した観光振興や空港周辺開発の取り組み

➡ 就航路線・便数、旅客数、地域の交流人口の拡大等による地域活性化

今後のスケジュール



高速道路におけるPPPの活用

概算要求	税制要望
道路事業費の内数	—

【首都高速再生】

○首都高速道路の老朽化対策については、民間都市開発と一体的に行うなどPPPの活用により都市と高速道路の一体的な再生を推進する。

○都市再生プロジェクトと連携した首都高速の再生を進めるため、東京都等関係機関と連携した検討会を設置し、築地川区間等をモデルケースとして検討を実施する。

【地方道路公社の有料道路事業におけるコンセッション方式の活用】

○民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするコンセッション方式の活用を推進する。

- 骨太方針第Ⅲ. 3. (2)③
- 日本再興戦略第Ⅰ. 5. (1)⑦、
—. 5. ②

首都高速再生

(都心環状線の周辺)

虎ノ門ヒルズ



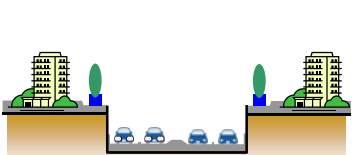
環状2号線

新金橋付近

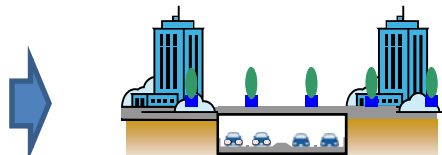


築地川区間

(上部空間の高度利用イメージ)



※高速道路機構が土地の所有権を有している掘割区間

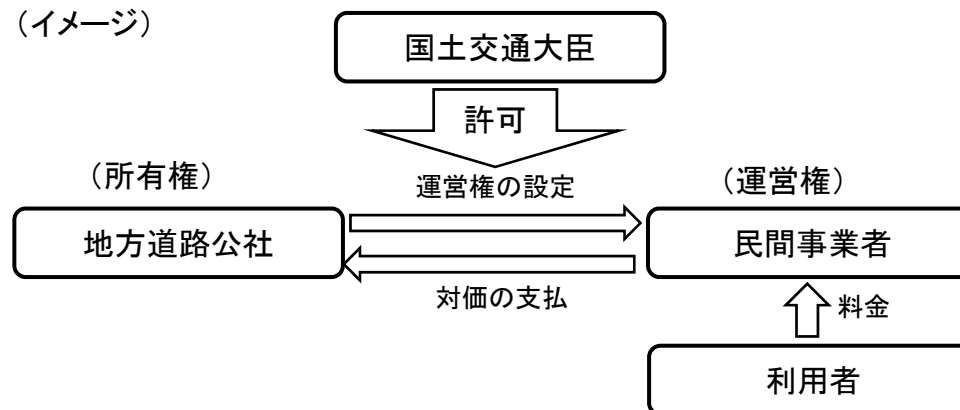


※現況の首都高速都心環状線の土地利用状況から想定されるケース

コンセッション方式

【コンセッション方式とは】

○ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式 (イメージ)



【現行の道路整備特別措置法の考え方】

- 建設された道路は無料で一般交通の用に供される「道路無料公開の原則」。
- 一方で、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度を規定するとともに、料金の徴収主体を高速道路会社、地方道路公社等に限定している。

物流産業イノベーションの推進

概算要求	税制要望
新規1.0億円	—

我が国の経済成長を確実に実現していくためには、産業活動と国民生活の基盤であり、我が国経済社会にとって不可欠の構成要素である物流を強い産業構造に改革していくこと(物流産業イノベーション)が必要であるため、官民一体となって取組を推進する。

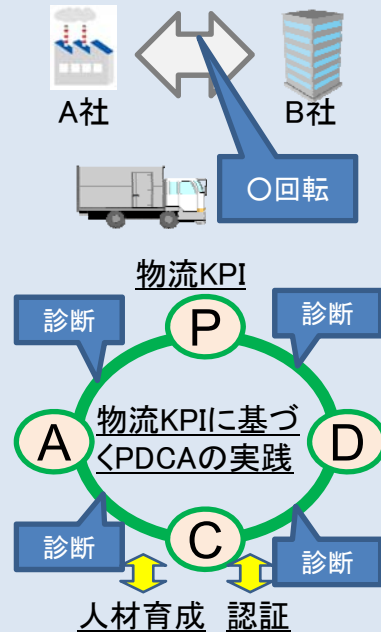
○日本再興戦略 第Ⅱ.
二. テーマ3②

強い産業構造への改革

物流産業イノベーション

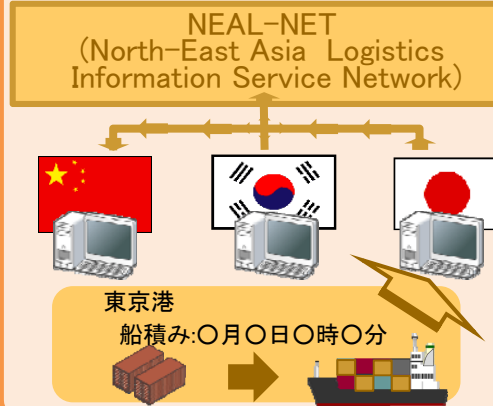
物流総合力の見える化の推進(物流KPIの導入促進)

- ・物流事業者において設定すべき標準的な指標を検討。
- ・物流事業が効果的に実施されているか診断する仕組みを検討。
- ・物流人材育成のあり方について検討。
- ・物流事業者の認証制度の創設について検討。
- ・物流結節点への物流KPIの導入を検討。



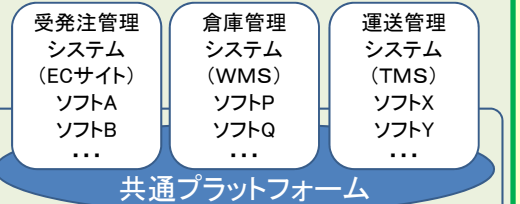
北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)のASEAN諸国等への展開等の検討

- ・NEAL-NETのASEAN諸国等への展開等に向けた協議に備え、ASEAN諸国等との物流情報のネットワーク化に関するニーズの詳細等について調査・検討。



電子商取引物流(EC物流)における3PLサービス化の推進

- ・EC物流に対応したガイドラインを策定。
- ・多数の物流事業者・荷主企業等が共通して活用可能な物流情報システム共通プラットフォームの構築を検討。



ECサイト: 受注管理システム
WMS: ウェアハウス・マネジメント・システム
TMS: トランスポーターション・マネジメントシステム

物流事業者

行政

荷主

中古住宅流通・リフォーム促進等の住宅・不動産流通市場活性化



概算要求	税制要望
新規・拡充 82.1億円	中古住宅流通・リフォーム市場の活性化のための特例措置の創設・適用要件の合理化 (所得税・登録税・不取税等)

中古住宅流通・リフォームを促進し、住宅・不動産流通市場の活性化を図るため、既存住宅のインスペクション(検査)や長期優良住宅化に対する支援により中古住宅の質に対する不安の解消を図るとともに、不動産に係る情報を集約するシステムの構築、消費者への情報提供等に係る先進的取組の支援等により、中古住宅の取引環境を整備する。併せて、適切な建物評価手法の定着を図るため、中古住宅・リフォーム市場と金融の連携強化を図る。

- 骨太方針 第2章4. (1)
- 日本再興戦略 第Ⅱ. 一. 5. ④、二. テーマ1③

■ 耐震性や断熱性能の低い住宅が多数存在。

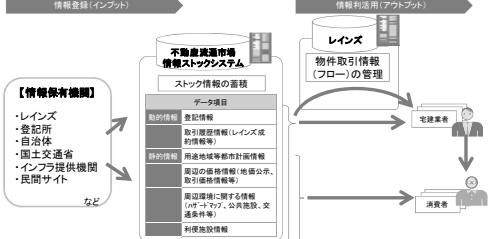
①質に対する不安を解消する検査(インスペクション)と表示(長期優良住宅化)に対する支援が必要

<p>i :インスペクションの普及・支援等</p> <p>【既存住宅の検査、評価・表示等による現況把握】</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・インスペクターの育成 ・瑕疵保険等との連携 <p>あわせて、既存住宅の売買やリフォームに対する保証・保険の提供(保険商品の充実)</p>	<p>ii :長期優良住宅化に対する支援等</p> <p>【住宅ストックの質の向上】</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修 ・省エネルギー改修等 <p>・性能向上リフォームや住宅履歴情報の整備を促進</p> <p>あわせて、既存住宅の性能評価・表示の充実(省エネ性能に関する項目追加等)</p>
--	--

iii :買取再販や取得後リフォームにおける税制優遇措置

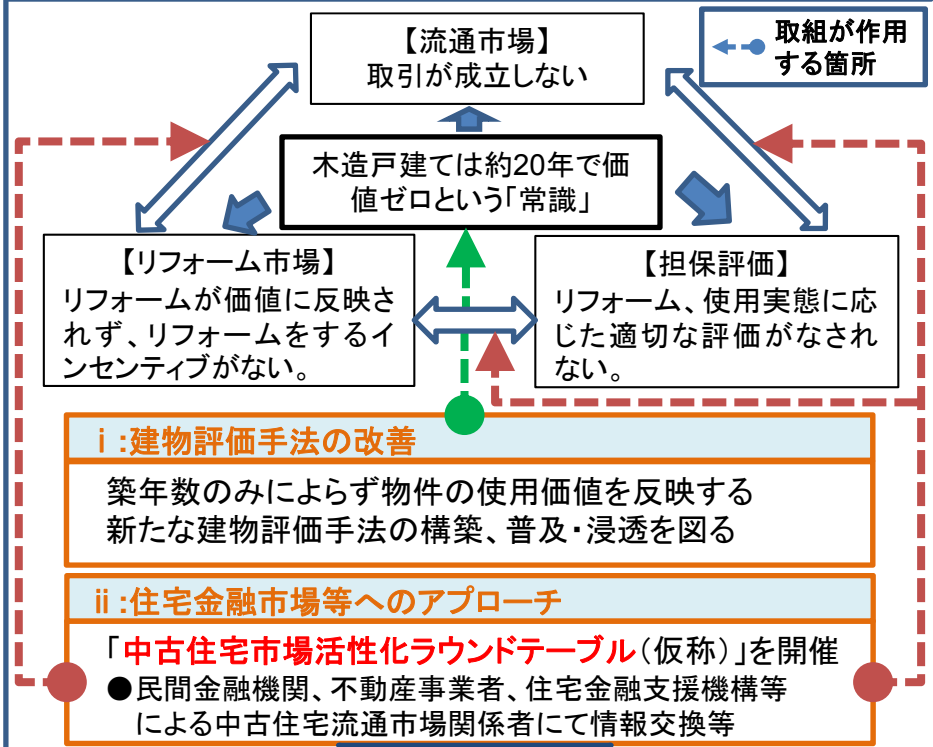
- ・買取再販事業者が不動産を取得する際の流通税の軽減を検討
- ・一定の質向上を伴うリフォームが住宅取得後に行われる場合、売主による情報提供のインセンティブを付与しつつ、住宅ローン減税等の適用対象とすることを検討

②消費者への情報提供の充実が必要

<p>i :不動産関係情報を集約するシステムの構築</p> <p>不動産取引に必要な情報を効率的に集約・管理し、消費者が求める情報を適時適切に提供できる不動産情報システムを整備</p> <p>＜システムのイメージ＞</p> 	<p>ii :消費者への情報提供等に係る先進的取組の支援</p> <p>既存住宅取引においては、一般消費者である売主・買主に、様々な関連制度の活用や物件に係る多様な情報に基づく判断が求められる</p> <p>消費者に対し、取引に係る多様な情報を適切に提供し幅広い提案を行う等の宅建業者による先進的サービスや人材の育成を支援</p>
--	--

■ 適切な建物評価手法の未確立に起因する市場の失敗が存在

③建物評価手法の改善とその流通・金融市場等への定着が必要



中古住宅・リフォーム市場と金融との連携強化

改善された建物評価手法の不動産市場・金融市場における定着(DCF法による検証、リフォームによる質の向上の担保評価への反映等)

改善された建物評価、中古住宅流通市場の活性化による新たな金融商品の登場(リバースモーゲージ、リフォームローン等)

概算要求	税制要望
下記参照	住宅ローン減税の延長・拡充(所得税・個人住民税)(H25改正)

住宅ローン減税の拡充とあわせて給付措置を実施し、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和する。

経済への影響

- ・前回消費税引上げ時は、駆け込み需要とその反動減で、住宅着工が大幅に落ち込み

平成25年度税制改正大綱(抜粋)
(平成25年1月24日、自由民主党・公明党)

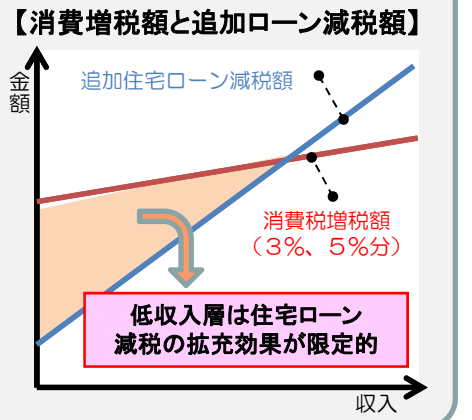
- ・所得税に加え個人住民税による**住宅ローン減税の拡充措置**を講じてもお効果が限定的な所得層に対しては、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅政策の観点から適切な**給付措置を講じ**、税制において当面、特例的な措置を行う平成29年末まで一貫して、**これら減税措置とあわせ、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和する。**

住宅ローン減税の拡充

・消費税引上げによる住宅取得者の負担を軽減するため、平成26年度より住宅ローン減税を拡充(措置済み)

	現行	改正後
入居年	H25~H26.3	H26.4~H29.12
最大控除額	200万円 (300万円)	400万円 (500万円)
住民税からの控除限度額	9.75万円 【前年課税所得×5%】	13.65万円 【前年課税所得×7%】

※1 ()内は長期優良住宅・低炭素住宅の場合
※2 改正後の措置は消費税率が8%又は10%の場合に限って適用



消費税の引上げが行われた場合に実施する住宅取得に係る給付措置の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

・平成25年6月26日、与党(自民党・公明党)で給付措置の具体的な内容について合意。(政府としては、消費税引上げの判断も踏まえつつ、最終的な調整を進める。)

1. 給付額

【消費税率8%時】

収入額の目安	給付額
425万円以下	30万円
425万円超475万円以下	20万円
475万円超510万円以下	10万円

【消費税率10%時】

収入額の目安	給付額
450万円以下	50万円
450万円超525万円以下	40万円
525万円超600万円以下	30万円
600万円超675万円以下	20万円
675万円超775万円以下	10万円

2. 給付対象(新築住宅の場合)

- ・床面積50㎡以上の住宅
 - ・施工中等に検査を実施し、一定の品質が確認された住宅
- <現金購入の場合の追加要件>
- ・50才以上で650万円以下の収入額(目安)の者が取得する住宅
 - ・省エネルギー性に優れた住宅など一定の性能を満たす住宅

※ 中古住宅の場合、別途要件あり

融資による支援により、良質な住宅ストックの形成を図る。

概算要求額: 268.7億円

住宅金融支援機構の取組

- 耐震性や省エネルギー性等に優れた住宅の取得に係る融資金利の引下げを実施
- フラット35(買取型)における融資率上限(9割)の引上げを検討

国際基準等を踏まえた不動産の評価基準や価格指数の整備

概算要求	税制要望
下記参照	—

- 国際基準や多様なニーズ等を踏まえた不動産の評価基準の見直しを行うとともに、鑑定評価への信頼性の向上を図るための環境整備に向けた課題を検討する。
- 国際指針を基に作成され、IMF等への報告が必要な不動産価格指数(住宅)を改善及び本格運用へ移行するとともに、不動産価格指数(商業用不動産)を開発・整備する。

- 骨太方針 第2章4.(1)
- 日本再興戦略 第Ⅱ.一.5.④

【国際基準等を踏まえた不動産の評価基準の見直し】

概算要求額:0.2億円【拡充】

◆現状と課題

《国際化への対応》

- 海外投資家による不動産投資が増える中、不動産市場の更なる活性化を実現するためには、その土台となる鑑定評価について国際基準等との整合性を図ることが必要。
- 我が国企業がアジア等の諸外国で取得する不動産を鑑定する機会が増えることが見込まれるため、特に海外投資不動産鑑定評価ガイドライン等について見直しが必要。

《評価への信頼性の向上》

- 不動産鑑定の評価対象が多様化し、評価方法も複雑化・高度化する中、不動産市場の更なる活性化を実現するためには、不動産の適正な価格形成を担う鑑定評価の信頼性を高め、不動産鑑定士の質の向上等により、市場の信頼性・透明性の向上を図ることが不可欠。

★具体的な取組

- 国際基準や多様なニーズ等を踏まえた不動産鑑定評価基準、海外投資不動産鑑定評価ガイドライン等の見直し(2013、2014年度)
- 国際基準を巡る今後の動向や市場ニーズ等に対応しうる不動産鑑定評価を行うための課題検討やこれに応じた評価の精度・信頼性を確保するための環境整備に向けた調査検討を実施(2014年度～)

【国際指針に基づく不動産価格指数(住宅・商業用不動産)の整備】

概算要求額:2.0億円【拡充】

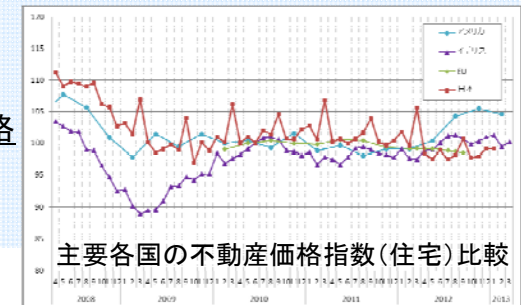
◆現状と課題

《不動産価格の変動に対する的確なマクロ政策の発動に資する指標》

- 近年の金融危機では、不動産価格の変動とマクロ経済への影響を的確に把握できず、経済停滞を招いたとの反省から、IMF等が作成した国際指針(住宅)に基づき、G20が順次指数を整備・公表。日本は2012年8月に試験運用開始。
- 商業用不動産の国際指針も2014年中に最終稿が公表予定であり、日本銀行や金融庁等と連携し、新たに指数の開発・整備を進める必要。
- 本指数はIMFの金融健全性指標(FSI)に指定され、国際機関への報告が必要。

《不動産市場の透明性の向上》

- 国際的に比較可能な不動産価格指数を整備し、透明性・客観性の高い市場を実現する必要。



★具体的な取組

- 不動産価格指数(住宅)については、平成26年度中の本格運用に向け、推計方法の改善及び体制の構築等を実施。(2013年度～)
- 不動産価格指数(商業用不動産)については、国際指針の動向を踏まえつつ、新たに開発・整備。(2014年度～)

国際基準等を踏まえた不動産の評価基準の見直し、国際指針に基づく不動産価格指数の整備により、市場の透明性・客観性を高め、不動産市場の拡大・活性化を実現する。

不動産投資市場の整備・海外からの不動産投資の促進

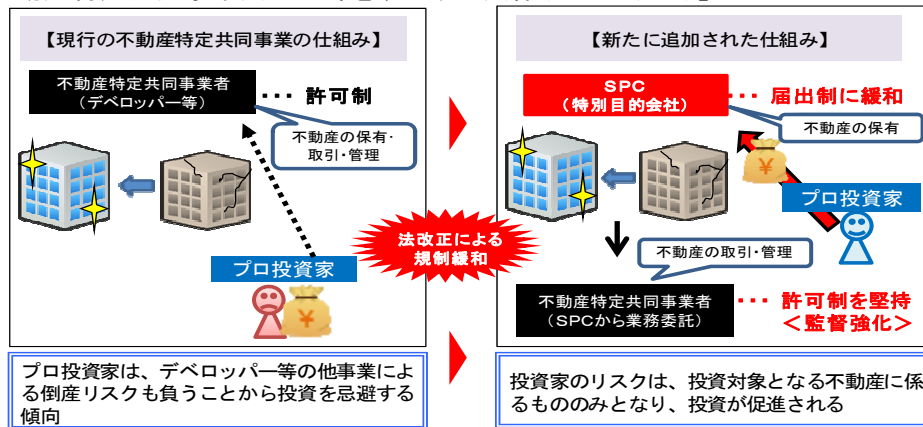
概算要求	税制要望
下記参照	—

- 不動産証券化手法等の活用による都市再生を促進する。
- 高齢者向け住宅等のヘルスケア施設の資金調達手法拡大のためヘルスケアリートをはじめとするリートを活用する。
- 海外からの不動産投資の促進のため我が国不動産市場に関する情報発信を推進する。

- 骨太方針第2章1(1)④・4(1)
- 日本再興戦略第Ⅱ - 一. 6. ④、Ⅱ - 一. 5. ④、Ⅱ. 二. テーマ1. ③、Ⅱ. 二. テーマ4. ②

● 不動産特定共同事業の活用による不動産再生 概算要求額:0.7億円【新規】

【不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(H25.6成立)】



- 不動産特定共同事業者及び特例事業者に対する適切な監督
- 改正不特事業に係るガイドラインの作成と普及啓発
- 全国で窓口相談・支援モデル事業を実施することにより不動産証券化手法を活用した不動産再生事業の核となる地域の人材を育成

本スキームによる約5兆円を含め、約7兆円の新たな投資、約8兆円の生産波及効果、約44万人の雇用誘発効果が見込まれる(今後10年間)

● ヘルスケアリート等の活用に向けた環境整備 概算要求額:0.7億円【新規】

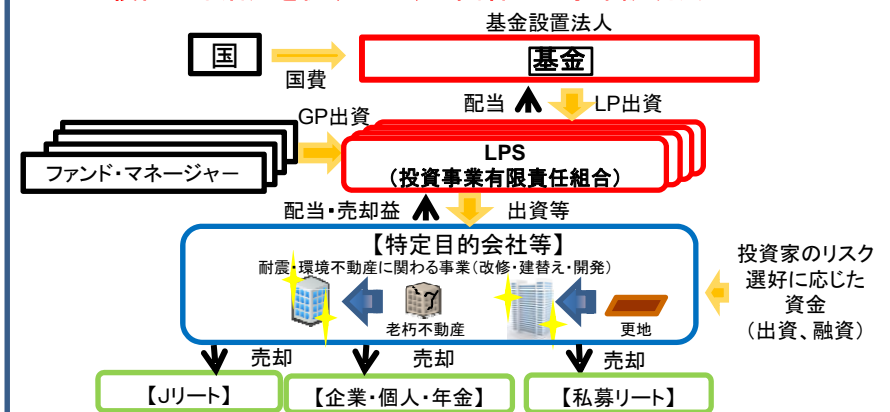
社会的ニーズの高いヘルスケア施設(高齢者住宅、有料老人ホーム等)の整備を証券化を通じて実現

- ① リートの高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの検討整備
 - ・ リートが高齢者向け住宅等の取得・運用をする際の留意点等の整理、モデル事例の紹介等
- ② 地域の公益的施設・PREに係るリート活用のあり方検討
 - ・ 地域包括ケアやコンパクトシティに資する高齢者向け住宅等の地域公的施設や、地方公共団体所有の公的不動産(PRE)に係るリートの活用方策の検討

● 耐震・環境不動産形成促進事業

(H24補正予算、国土交通省300億円、環境省50億円で創設)

- 地域金融機関等とのパートナー協定による協力関係構築
- 積極的な活用を促すため、全国各地で事業説明会



● 海外からの不動産投資の促進 概算要求額:0.4億円【新規】

- 情報発信力の強化
 - ① 外国投資家のニーズ把握
 - ② 業界を挙げた情報発信戦略会議による情報発信
 - ・ 我が国不動産市場に関する情報について、国・業界の役割分担や国際会議等への参加戦略等を検討
 - ・ 日本の法制度・商慣行等について、外国人投資家向けに整理
- 日本のプレゼンスの拡大
 - ① 日本政府・企業ホームページへの情報掲載や企業の商談での活用
 - ・ 日本の法制度・商慣行等の外国語による情報発信
 - ② 国際会議等への参加を通じたPR
 - ・ 海外の国際会議等への積極参加を推進するとともに、不動産関係の国際会議の誘致を促進
 - ③ インフラツーリズムの活用
 - ・ 海外投資家等を対象としたインフラ産業観光の取組を推進